

## 【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年4月17日
【届出者の名称】	株式会社ライフコーポレーション
【届出者の所在地】	東京都中央区日本橋本町三丁目6番2号 同所は登記上の本店所在地で実際の業務は下記で行っております。 東京都台東区台東一丁目2番16号（東京本社）
【最寄りの連絡場所】	東京都台東区台東一丁目2番16号（東京本社）
【電話番号】	03（5807）5111（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理統括本部副本部長兼財經本部長 内田 良一
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	株式会社ライフコーポレーション東京本社 （東京都台東区台東一丁目2番16号） 株式会社ライフコーポレーション大阪本社 （大阪市淀川区西宮原二丁目2番22号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

- （注1） 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- （注2） 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- （注3） 本書中の「府令」とは、発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- （注4） 本書中の記載において計数が四捨五入又は切り捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- （注5） 本書中の「本公開買付け」とは、本書の提出にかかる公開買付けをいいます。

## 第1【公開買付要項】

### 1【買付け等をする上場株券等に係る株式の種類】

普通株式

### 2【買付け等の目的】

当社は配当政策を最重要政策の1つとして位置付けており、安定した配当を継続して実施することを基本方針としております。また、今後の経営環境に対応した財務基盤の強化及び業容拡大に向けた投資に備えることを内部留保についての基本方針としております。そして、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下、「会社法」といいます。）第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる旨を当社は定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した、柔軟かつ機動的な資本政策を遂行することを目的とするものであります。以上を背景として、当社は平成25年10月9日開催の取締役会において自己株式の取得を決議しており（取得期間：平成25年10月21日～平成26年2月21日、取得株数（上限）：2,000,000株、取得価額の総額（上限）：3,000,000,000円）、当該決議に基づき、当社は当該取得期間において208,200株の自己株式を取得しております（取得価額の総額：321,084,000円）。

このような状況下、平成26年3月初旬、当社株主である清信興産株式会社（千代田区）（以下に定義します。）より、当社普通株式にかかる保有株数（以下、「保有株数」といいます。）の全部である5,382,000株（当該株数が当社発行済株式総数53,450,800株に占める割合（以下、「当社普通株式保有割合」といいます。当社普通株式保有割合の算出にあたっては小数点以下第三位を四捨五入しております。以下同じです。）：10.07%）を売却する意向がある旨の連絡を受けました（注）。

（注） 清信興産株式会社は昭和58年9月20日付で設立されました。その後、平成20年4月1日付の会社分割の実施により同一名称の会社が設立されました（以下、昭和58年9月20日付で設立された清信興産株式会社を「清信興産株式会社（中央区）」といい、平成20年4月1日付で設立された清信興産株式会社を「清信興産株式会社（千代田区）」といいます。）。清信興産株式会社（中央区）及び清信興産株式会社（千代田区）はいずれも、当社代表取締役会長兼CEOである清水信次が代表取締役を務め、清水信次が議決権の100%を保有する資産管理会社であります。また、本公開買付けに際して当社普通株式を売却する意向を示しているのは、清信興産株式会社（千代田区）であります。

平成26年4月17日現在の清信興産株式会社（中央区）（保有株数：5,382,000株、当社普通株式保有割合：10.07%）及び清信興産株式会社（千代田区）（保有株数：5,382,000株、当社普通株式保有割合：10.07%）（以下、「清信興産株式会社（中央区/千代田区）」と総称します。）それぞれによる保有株数合計は10,764,000株（当該株数合計が当社発行済株式総数53,450,800株に占める割合（当該割合の算出にあたっては小数点以下第三位を四捨五入しております。）：20.14%）であります。平成20年4月1日付の会社分割の実施以降、清信興産株式会社（中央区）及び清信興産株式会社（千代田区）は、当該会社分割実施以前の清信興産株式会社による保有株数10,764,000株のうち5,382,000株をそれぞれ保有していることから、当該会社分割前後で当社普通株式保有主体に形式的な変更が生じているものの、上記のとおり、清信興産株式会社（中央区）及び清信興産株式会社（千代田区）はいずれも、当社代表取締役会長兼CEOである清水信次が代表取締役を務め、清水信次が議決権の100%を保有する資産管理会社であることから、当該会社分割前後で当社普通株式保有主体に実質的な変更は生じていないものと当社は認識しております。このような認識を前提として、当社は清信興産株式会社（中央区/千代田区）が当社筆頭株主であると認識しております。

そこで、当社は、当該株式が市場で売却された場合において、当社普通株式の流動性及び市場価格に対して及ぼす影響、並びに当社の財務状態を総合的に勘案しつつ、当該株式を自己株式として取得することについて検討いたしました。その結果、上記のこれまでの自己株式の取得実績から、当社が自己株式として取得することは当社の1株当たり当期純利益（EPS）の向上や自己資本当期純利益率（ROE）などの資本効率の向上に寄与し、かつ株主の皆様に対する利益還元につながると思われること、また、かかる自己株式の取得を行うに際しては金融機関から借入れ余裕枠の1割程度を使用して調達した資金（80億円）の一部を充当いたしますが、このような借入れによる資金を利用することを前提としても当該借入れが従前より当社が金融機関において設定している借入れ枠の一部であり、また当該株式を自己株式として取得することにより実施することが不要となる配当にかかる想定負担額が、当該借入れ実施により発生するコスト想定を上回るため、借入れを実施してもキャッシュフロー上のメリットがあると考えられることから当社の財務状態及び事業運営に大きな影響を与えないと判断いたしました。

また、自己株式の具体的な取得手法につきましては、株主間の平等性、取引の透明性の観点から十分に検討を重ねた結果、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。そして、当社普通株式は、東京証券取引所市場第一部に上場されていることから、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下、「買付価格」といいます。）の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視し、市場価格を重視すべきであると考えました。その上で、当社普通株式を

保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出をできるだけ抑えるために市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと判断いたしました。

そこで当社は、平成26年3月中旬、清信興産株式会社（千代田区）に対し、当社が公開買付けを実施した場合の応募について提案したところ、当社が清信興産株式会社（千代田区）に対し上記提案をしたのと同時期である後日、同社より、本公開買付けの趣旨に賛同すると共に、応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。

それを受けて、当社において熟慮検討したのち、平成26年3月下旬に本公開買付けの具体的な条件について清信興産株式会社（千代田区）と協議いたしました（具体的な条件については後記「4 買付け等の期間、買付け等の価格、算定の基礎及び買付予定の上場株券等の数」の「(2) 買付け等の価格等」をご参照下さい。）。その結果、清信興産株式会社（千代田区）より上記条件にて、保有株数の全部である5,382,000株（当社普通株式保有割合：10.07%）について、本公開買付けに対して応募する旨の回答を得られました。なお、清信興産株式会社（中央区）が保有する保有株数の全部については、今後も継続的に保有する旨の回答を得ております。

当社は、以上の検討及び協議を経て、平成26年4月16日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、清信興産株式会社（千代田区）以外の株主にも応募の機会を提供するという観点から、5,500,100株（当該株数が当社発行済株式総数53,450,800株に占める割合（当該割合の算出にあたっては小数点以下第三位を四捨五入しております。）：10.29%）を上限として自己株式の取得を行うことを決議いたしました。また、その具体的な取得方法として本公開買付けを行うこと、及び本公開買付けは5,500,000株（当該株数が当社発行済株式総数53,450,800株に占める割合（当該割合の算出にあたっては小数点以下第三位を四捨五入しております。）：10.29%）を買付予定数の上限とすることを併せて決議しております。また、本公開買付けに要する資金につきましては、三井住友信託銀行株式会社（以下、「三井住友信託銀行」といいます。）における上記借入れによる調達資金を充当いたします。

また、本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針につきましては、現時点で未定であります。

なお、上記のとおり、当社代表取締役会長兼CEOである清水信次は清信興産株式会社（千代田区）の代表取締役を兼務しております。したがって、本公開買付けに関する利益相反を回避し取引の公正を期する観点から、当社との事前の協議及び交渉には当社の立場からは参加しておらず、また、本公開買付けに関する取締役会における審議及び決議には参加しておりません。

### 3【株主総会又は取締役会の決議等の内容等】

#### (1)【発行済株式の総数】

53,450,800株（平成26年4月17日現在）

#### (2)【株主総会における決議内容】

種類	総数（株）	取得価額の総額（円）

#### (3)【取締役会における決議内容】

種類	総数（株）	取得価額の総額（円）
普通株式	5,500,100	7,953,144,600

(注) 取得する株式総数の発行済株式総数に占める割合は、10.29%であります。

#### (4)【その他( )】

種類	総数（株）	取得価額の総額（円）

#### (5)【上記の決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等】

種類	総数（株）	取得価額の総額（円）

#### 4【買付け等の期間、買付け等の価格、算定の基礎及び買付予定の上場株券等の数】

##### (1)【買付け等の期間】

買付け等の期間	平成26年4月17日(木曜日)から平成26年5月19日(月曜日)まで(20営業日)
公告日	平成26年4月17日(木曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス <a href="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/">http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/</a> )

##### (2)【買付け等の価格等】

株式の種類	買付け等の価格
普通株式	1株につき 金1,446円
算定の基礎	<p>当社は、買付価格の算定に際し、当社普通株式が上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案し、基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎に検討を行いました。また、当社普通株式の市場価格としては、適正な時価を算定するためには、市場株価が経済状況その他様々な条件により日々変動しうるものであることから、一定期間の株価変動を考慮することが望ましいこと等を勘案し、東京証券取引所市場第一部における、本公開買付けの実施を決議した平成26年4月16日の取締役会決議日の前営業日(平成26年4月15日)の当社普通株式の終値1,487円、並びに平成26年4月15日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値1,522円(円未満四捨五入)を参考にいたしました。</p> <p>一方で、本公開買付けに応募せずに当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出をできるだけ抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買い付けることといたしました。ディスカウント率につきましては、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考にすることといたしました。</p> <p>当社は、平成26年3月中旬、清信興産株式会社(千代田区)に対し、当社が公開買付けを実施した場合の応募について提案したところ、当社が清信興産株式会社(千代田区)に対し上記提案をしたのと同時期である後日、同社より、本公開買付けの趣旨に賛同すると共に、応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。</p> <p>それを受けて、当社において熟慮検討したのち、平成26年3月下旬に本公開買付けの具体的な条件について清信興産株式会社(千代田区)と協議いたしました。当社は、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日(平成26年4月15日)までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値に対して5.00%程度をディスカウントすることにより算出する買付価格による本公開買付けの実施を、清信興産株式会社(千代田区)に提案いたしました。その結果、清信興産株式会社(千代田区)より上記条件にて、保有株数の全部である5,382,000株(当社普通株式保有割合:10.07%)について、本公開買付けに対して応募する旨の回答を得られました。なお、清信興産株式会社(中央区)が保有する保有株数の全部については、今後も継続的に保有する旨の回答を得ております。当社が本公開買付けの取締役会決議日の前営業日(平成26年4月15日)までの過去1ヶ月間を買付価格算定の基礎となる期間として提案いたしましたのは、上記のとおり、当社は平成25年10月9日開催の取締役会において自己株式の取得を決議しており、当該決議に基づき当社は当該取得期間(取得期間:平成25年10月21日~平成26年2月21日)において208,200株の自己株式を取得しているため、本公開買付けに際しては、当該自己株式取得にかかる取得期間が終了する時点以降が始点となる買付価格算定の基礎となる期間を設定することにより、当該自己株式取得の結果を織り込んだ現在の当社普通株式の価値を前提とした買付価格を設定できると考えたことによります。</p> <p>当社は、以上の検討及び協議を経て、平成26年4月16日の取締役会において、買付価格は、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日(平成26年4月15日)までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値1,522円に対して4.99%のディスカウント率を適用した1,446円(円未満四捨五入)とすることを決定いたしました。</p> <p>また、買付価格である1,446円は、本書提出日の前営業日(平成26年4月16日)の当社普通株式の終値1,500円から3.60%ディスカウントした金額になります。</p>

算定の経緯	<p>当社は配当政策を最重要政策の1つとして位置付けており、安定した配当を継続して実施することを基本方針としております。また、今後の経営環境に対応した財務基盤の強化及び業容拡大に向けた投資に備えることを内部留保についての基本方針としております。そして、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる旨を当社は定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した、柔軟かつ機動的な資本政策を遂行することを目的とするものであります。以上を背景として、当社は平成25年10月9日開催の取締役会において自己株式の取得を決議しており（取得期間：平成25年10月21日～平成26年2月21日、取得株数（上限）：2,000,000株、取得価額の総額（上限）：3,000,000,000円）、当該決議に基づき、当社は当該取得期間において208,200株の自己株式を取得しております（取得価額の総額：321,084,000円）。</p> <p>このような状況下、平成26年3月初旬、当社株主である清信興産株式会社（千代田区）より、当社普通株式にかかる保有株数の全部である5,382,000株（当社普通株式保有割合：10.07%）を売却する意向がある旨の連絡を受けました。</p> <p>そこで、当社は、当該株式が市場で売却された場合において、当該売却が当社普通株式の流動性及び市場価格に対して及ぼす影響、並びに当社の財務状態を総合的に勘案しつつ、当該株式を自己株式として取得することについて検討いたしました。その結果、上記のこれまでの自己株式の取得実績から、当社が自己株式として取得することは当社の1株当たり当期純利益（EPS）の向上や自己資本当期純利益率（ROE）などの資本効率の向上に寄与し、かつ株主の皆様に対する利益還元につながると思われること、また、かかる自己株式の取得を行う際には金融機関から借入れ余裕枠の1割程度を使用して調達した資金（80億円）の一部を充当いたしますが、このような借入れによる資金を利用することを前提としても、当該借入れが従前より当社が金融機関において設定している借入枠の一部であり、また当該株式を自己株式として取得することにより実施することが不要となる配当にかかる想定負担額が、当該借入れ実施により発生するコスト想定を上回るため、借入れを実施してもキャッシュフロー上のメリットがあると考えられることから当社の財務状態及び事業運営に大きな影響を与えないと判断いたしました。</p> <p>また、自己株式の具体的な取得手法につきましては、株主間の平等性、取引の透明性の観点から十分に検討を重ねた結果、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。そして、当社普通株式は、東京証券取引所市場第一部に上場されていることから、買付価格の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視し、市場価格を重視すべきであると考えました。その上で、当社普通株式を保有し続ける株主の皆様を尊重する観点から、資産の社外流出をできるだけ抑えるために市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと判断いたしました。</p> <p>そこで当社は、平成26年3月中旬、清信興産株式会社（千代田区）に対し、当社が公開買付けを実施した場合の応募について提案したところ、当社が清信興産株式会社（千代田区）に対し上記提案をしたのと同時期である後日、同社より、本公開買付けの趣旨に賛同すると共に、応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。</p> <p>当社は、以上の検討及び協議を経て、平成26年4月16日の取締役会において、買付価格は、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日（平成26年4月15日）までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値1,522円に対して4.99%のディスカウント率を適用した1,446円（円未満四捨五入）とすることを決定いたしました。</p>
-------	---

(3)【買付予定の上場株券等の数】

株式の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	5,500,000(株)	(株)	5,500,000(株)
合計	5,500,000(株)	(株)	5,500,000(株)

(注1) 本公開買付けに応じて売付け等をした株券等(以下、「応募株券等」といいます。)の数の合計が買付予定数(5,500,000株)を超えないときは、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の数の合計が買付予定数を超えるとときは、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式により株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

5【上場株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

6【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

公開買付代理人

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方(以下、「応募株主等」といいます。)は、公開買付代理人の本店又は全国各支店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、買付け等の期間(以下、「公開買付期間」といいます。)末日の16時までに応募して下さい。

株券等の応募の受付にあたっては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座(以下、「応募株主口座」といいます。)に、応募する予定の株券等が記載又は記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記載又は記録されている場合(当社の株主名簿管理人である三井住友信託銀行に開設された特別口座に記載又は記録されている場合を含みます。)は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した応募株主口座への振替手続を完了している必要があります。なお、本公開買付においては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を經由した応募の受付は行われません。

応募株主等は、応募に際しては、上記「公開買付応募申込書」とともに、応募株主口座開設の際のお届出印をご用意下さい。また、応募の際に本人確認書類が必要となる場合があります。(注1)(注2)

外国の居住者である株主等(法人株主を含みます。以下、「外国人株主等」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募して下さい(常任代理人より、外国人株主等の委任状又は契約書の原本証明付きの「写し」をいただきます。)。なお、米国内からの応募等については、後記「9 その他買付け等の条件及び方法」の「(7)その他」をご参照下さい。

個人株主等の場合、みなし配当課税として、買付価格が1株当たりの資本金等の額を超過する場合は、超過する部分の金額を配当所得とみなして課税されます。また、譲渡収入と取得費との差額は、株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。(注3)

法人株主の場合は、みなし配当課税として、買付価格が1株当たりの資本金等の額を超過する部分について、その差額に対して原則として15.315%(所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)に基づく復興特別所得税(以下、「復興特別所得税」といいます。))のみ)に相当する金額が源泉徴収されます。また、さらに本人確認書類をご提出いただくこととなります。(注1)(注2)

応募の受付に際しては、応募株主等に対して「公開買付応募申込受付票」を交付します。

三井住友信託銀行に開設された特別口座に記載又は記録されている株券等を応募する場合の具体的な振替手続（応募株主口座への振替手続）については、公開買付代理人にご相談いただくか、又は三井住友信託銀行にお問い合わせ下さい。（注4）

（注1） 本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合、又は外国人株主等が日本国内の常任代理人を通じて応募される場合、次の本人確認書類が必要になります（法人の場合は、法人本人の本人確認書類に加え、「現に取引に当たる担当者」についても本人確認書類が必要になります。）。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ね下さい。

個人.....住民票、印鑑登録証明書、健康保険証、運転免許証、パスポート等

本人特定事項： 氏名、 住所、 生年月日

法人.....登記簿謄本、官公庁から発行された書類等

本人特定事項： 名称、 本店又は主たる事務所の所在地

外国人株主.....外国人（居住者を除きます。）、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの等（自然人の場合は、氏名、住所、生年月日の記載のあるものに、法人の場合は、名称、本店又は主たる事務所の所在地の記載のあるものに限ります。)

（注2） 取引関係書類の郵送について

本人確認を行ったことをお知らせするために、当該本人確認書類に記載された住所地に取引関係書類を郵送させていただきます。

（注3） みなし配当課税と株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（個人株主の場合）

（イ） 応募株主等が日本の居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額（連結法人の場合は連結個別資本金等の額）のうちその交付の基となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額を配当所得とみなして課税されます。当該配当所得とみなされる金額については、原則として20.315%（所得税及び復興特別所得税15.315%、住民税5%）に相当する金額が源泉徴収されます（国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税5%は特別徴収されません。）。ただし、租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等（以下、「大口株主等」といいます。）に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）に相当する金額が源泉徴収されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当所得とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

なお、租税特別措置法第37条の14（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）に規定する非課税口座（以下、「非課税口座」といいます。）の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等が大和証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座が大和証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取り扱いと異なる場合があります。

（ロ） 応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当所得とみなされる金額について、15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

（注4） 特別口座からの振替手続

上記に記載のとおり、応募に際しては、特別口座で記載又は記録されている株券等は、公開買付代理人に開設した応募株主口座への振替手続をお取りいただく必要があります。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約の解除をすることができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の16時まで、後記「9 その他買付け等の条件及び方法」の「(3) 応募株主等の契約の解除権についての事項」に従って、応募受付をした公開買付代理人の本店若しくは全国各支店に解除書面（公開買付応募申込受付票及び本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面）を交付又は送付して下さい。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16時までに到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

（その他の大和証券株式会社全国各支店）

(3) 【上場株券等の返還方法】

上記「(2) 契約の解除の方法」に記載する方法により、応募株主等が公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに後記「8 決済の方法」の「(4) 上場株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

(4) 【上場株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

7 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金】

買付代金(円)(a)	7,953,000,000
買付手数料(b)	30,000,000
その他(c)	2,000,000
合計(a) + (b) + (c)	7,985,000,000

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄は、買付予定数(5,500,000株)に1株当たりの買付価格(1,446円)を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄は、本公開買付けに関する新聞公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) 上記金額には消費税及び地方消費税は含まれておりません。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

届出日の前日現在の預金

	預金の種類	金額
届出日の前日現在の預金等	普通預金	9,063,400,606円
	計	9,063,400,606円

(注) 上記預金等合計9,063,400,606円には、下記借入金合計8,000,000,000円が含まれております。

届出日前の借入金

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	借入金額
銀行業	三井住友信託銀行株式会社	当座貸越契約 上限：150億円 期間：平成26年2月28日から1年間 金利：TIBOR + 0.3% 担保：無し	8,000,000,000円
合計			8,000,000,000円

(注) 上記借入金は、当社が取引金融機関との間で締結している当座貸越契約に基づき従前より設定している借入枠の一部を利用して借入れた金額であります。

## 8【決済の方法】

### (1)【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

### (2)【決済の開始日】

平成26年6月10日(火曜日)

### (3)【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付代金より適用ある源泉徴収税額(注)を控除した金額を決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、応募受付をした公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(イ)個人株主の場合

( ) 応募株主等が日本の居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額(連結法人の場合は連結個別資本金等の額)のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額を配当所得とみなして課税されます。当該配当所得とみなされる金額については、原則として20.315%(所得税及び復興特別所得税15.315%、住民税5%)に相当する金額が源泉徴収されます(国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税5%は特別徴収されません。)。ただし、租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)に相当する金額が源泉徴収されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当所得とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

なお、非課税口座の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等が大和証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座が大和証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取り扱いと異なる場合があります。

( ) 応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当所得とみなされる金額について、15.315%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

(ロ)法人株主の場合

みなし配当課税として、買付価格が1株当たりの資本金等の額を超過する部分について、その差額に対して原則として15.315%(所得税及び復興特別所得税のみ)に相当する金額が源泉徴収されます。

なお、外国人株主のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、公開買付代理人に対して平成26年5月19日までに租税条約に関する届出書等をご提出下さい。

### (4)【上場株券等の返還方法】

後記「9 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第4項第2号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の買付け等を行わないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、公開買付期間末日の翌々営業日(公開買付けの撤回等を行った場合は公開買付けの撤回等を行った日)以降遅滞なく、応募が行われた時の公開買付代理人に開設した応募株主口座の状態にすることにより返還します。

## 9【その他買付け等の条件及び方法】

### (1)【法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第4項第2号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の数の合計が買付予定数(5,500,000株)を超えないときは、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の数の合計が買付予定数を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付けを行わないものとし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式により株式等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元(100株)未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数に満たないときは、買付予定数以上になるまで、四捨五入の結果切り捨てられた株数の多い応募株主等の中から順次、各応募株主等につき1単元の応募株券等の買付けを行います。ただし、切り捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数を超えることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付けを行う株主を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数を超えるときは、買付予定数を下回らない数まで、四捨五入の結果切り上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元減少させるものとします。ただし、切り上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数を下回ることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主を決定します。

### (2)【公開買付けの撤回等の開示の方法】

当社は、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の11第1項ただし書に基づき、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第11条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

### (3)【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約の解除をすることができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の16時までに応募受付をした公開買付代理人の本店又は全国各支店に解除書面(公開買付応募申込受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面)を交付又は送付して下さい。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16時までには到達することを条件とします。

なお、当社は応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金を応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も当社の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は手続終了後速やかに前記「8 決済の方法」の「(4)上場株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

### (4)【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

当社は、公開買付期間中、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の6第1項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第11条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

### (5)【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

当社は、訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第11条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

### (6)【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第14条の3の4第6項、同第9条の4及び府令第19条の2に規定する方法により公表します。

(7)【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものではなく、米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けに応募する方はそれぞれ、以下の表明及び保証を行うことを要求されることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、本公開買付けに関するいかなる情報又は書類（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名ないし交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、米国における本人のための、裁量権を持たない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該本人が本公開買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

当社株主である清信興産株式会社（千代田区）から、本公開買付けに対して、保有株数の全部である5,382,000株（当社普通株式保有割合：10.07%）を本公開買付けに対して応募する旨の回答を得ております。また、清信興産株式会社（中央区/千代田区）は当社筆頭株主であります（詳細につきましては、前記「2 買付け等の目的」をご参照下さい。）。

当社は、平成26年4月11日付で「平成26年2月期決算短信〔日本基準〕（連結）」を公表しております。当該公表に基づく当社の決算短信の概要は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を受けておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照下さい。

平成26年2月期決算短信〔日本基準〕（連結）の概要

（自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日）

(イ) 損益の状況

決算年月	平成26年2月期（第59期）
営業収益	534,923百万円
売上原価	378,740百万円
販売費及び一般管理費	148,548百万円
営業外収益	714百万円
営業外費用	647百万円
当期純利益	3,798百万円

(ロ) 1株当たりの状況

決算年月	平成26年2月期（第59期）
1株当たり当期純利益	72.52円
1株当たり配当額	25.00円
1株当たり純資産額	1,060.89円

(八) 平成27年2月期の連結業績予想(自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)

決算年月	第2四半期	通期
営業収益	276,000百万円	560,000百万円
営業利益	2,900百万円	8,000百万円
経常利益	2,800百万円	7,800百万円
当期純利益	1,300百万円	3,600百万円
1株当たり当期純利益	24.90円	68.96円

## 第2【公開買付者の状況】

### 1【発行者の概要】

- (1)【発行者の沿革】
- (2)【発行者の目的及び事業の内容】
- (3)【資本金の額及び発行済株式の総数】

### 2【経理の状況】

- (1)【貸借対照表】
- (2)【損益計算書】
- (3)【株主資本等変動計算書】

### 3【株価の状況】

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 市場第一部						
	平成25年10月	平成25年11月	平成25年12月	平成26年1月	平成26年2月	平成26年3月	平成26年4月
最高株価	1,927円	1,659円	1,693円	1,734円	1,577円	1,615円	1,750円
最低株価	1,229円	1,520円	1,480円	1,443円	1,286円	1,311円	1,451円

(注) 平成26年4月については、4月16日までの株価です。

### 4【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

#### (1)【発行者が提出した書類】

##### 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第57期(自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日) 平成24年5月25日関東財務局長に提出  
事業年度 第58期(自 平成24年3月1日 至 平成25年2月28日) 平成25年5月24日関東財務局長に提出

##### 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第59期第3四半期(自 平成25年9月1日 至 平成25年11月30日) 平成26年1月14日関東財務局長に提出

##### 【訂正報告書】

該当事項はありません。

#### (2)【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社ライフコーポレーション東京本社  
(東京都台東区台東一丁目2番16号)  
株式会社ライフコーポレーション大阪本社  
(大阪市淀川区西宮原二丁目2番22号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

### 5【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。